

五城目町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 9,982	千円 5,661,878	千円 190,001	千円 698,301	% 12.3	% 11.5

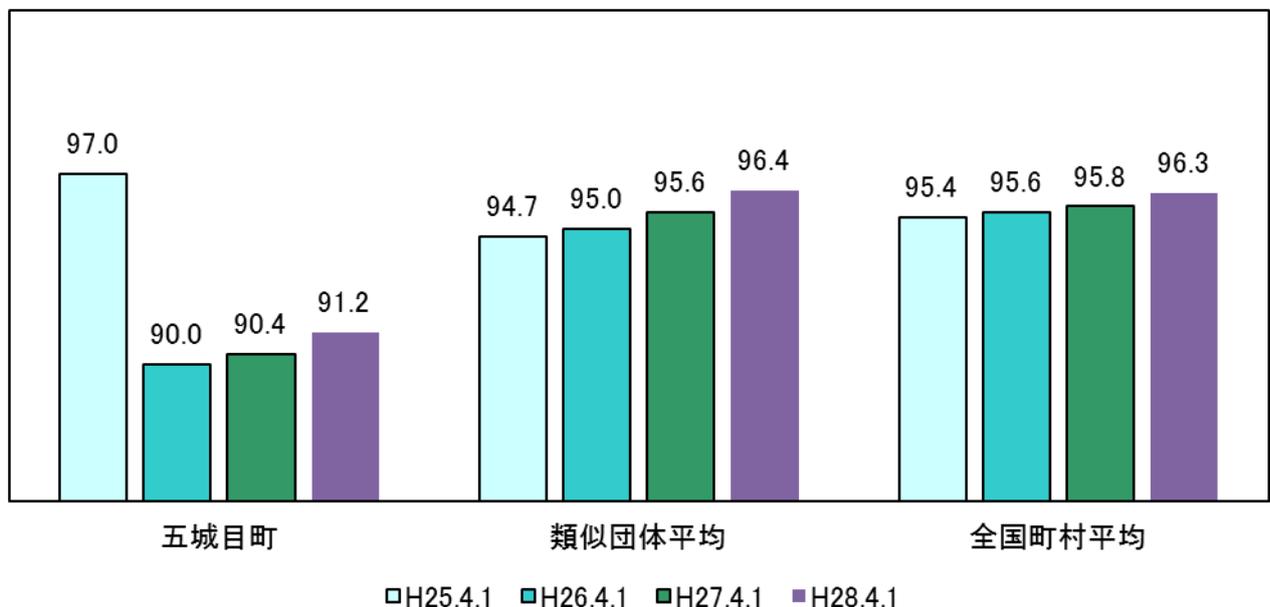
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 122	千円 453,558	千円 58,415	千円 176,328	千円 698,301

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,723	千円 5,491

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。
 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

平成27年度以降、見直し後の国基準による支給対象地域なし。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五城目町	48.0歳	320,900円	349,891円	340,689円
秋田県	42.9歳	334,100円	400,656円	367,401円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.4歳	304,130円	348,704円	326,685円

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区分		五城目町	秋田県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	178,201円	176,700円
	高校卒	144,600円	145,829円	144,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（28年4月1日現在）

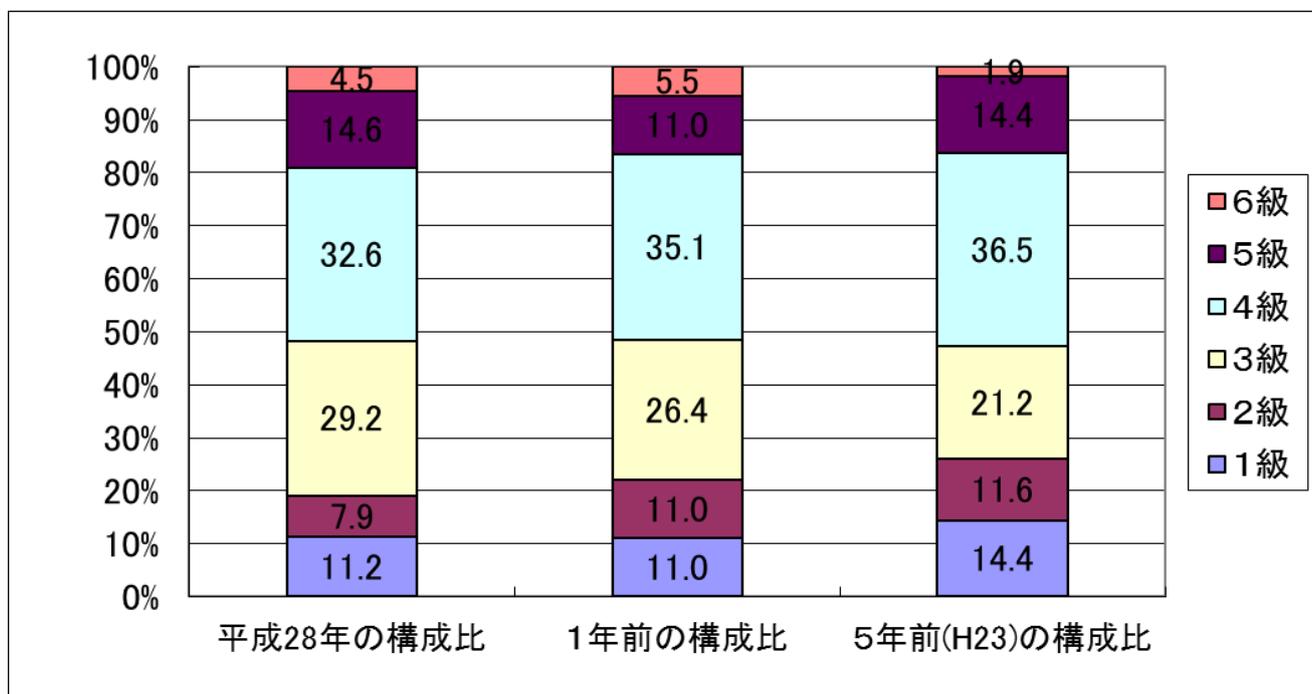
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	276,900 円	329,000 円	358,900 円	385,200 円
	高校卒	242,500 円	269,900 円	320,600 円	348,600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	統括課長	4 人	4.5 %	317,000 円	409,000 円
5 級	課長・室長・主席課長補佐	13 人	14.6 %	286,200 円	391,800 円
4 級	課長補佐・参事	29 人	32.6 %	259,900 円	379,800 円
3 級	主査・係長	26 人	29.2 %	226,400 円	348,800 円
2 級	主任	7 人	7.9 %	190,200 円	303,000 円
1 級	主事	10 人	11.2 %	140,100 円	246,100 円

- (注) 1 五城目町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	五城目町		国	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五城目町	秋田県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,419 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,652 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.55月分 (1.40)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況

平成 28 年度中における運用	五城目町		国	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
上位、標準、下位の区分			○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	○	○		
ロ. 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

五城目町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2～20%加算			定年前早期退職特別措置 2～45%加算		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額20,489千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）	支給なし
--------------	------

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		4,025 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		143,750 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		20.2 %		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
清掃し尿処理業務手当	清掃、し尿施設勤務職員	清掃、し尿施設の処理業務	千円	日額 200円
夜間の特殊勤務手当	消防職員	夜間の通信業務 他	3,743 千円	1時間 325円
救急自動車業務手当	消防職員	救急自動車業務	246 千円	1勤務 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	27,518 千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	265 千円
支給実績（26年度決算）	26,202 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	247 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者なしの1人 11,000円 その他6,500円 特定期間の加算 5,000円	同		13,754 千円	205,284 円
住居手当	支給限度額 27,000円	同		4,780 千円	281,176 円
通勤手当	片道の使用距離により2,000円～31,600円	同		4,569 千円	58,577 円
管理職手当	課長職 定額 25,000円～ 30,000円	同		5,350 千円	297,222 円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	720,000 円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,000 円 / 534,800 円
	副 市 町 村 長	555,000 円 ()	680,000 円 / 509,200 円
報 酬	議 長	280,000 円 ()	354,000 円 / 243,000 円
	副 議 長	245,000 円 ()	306,000 円 / 192,000 円
	議 員	235,000 円 ()	288,000 円 / 175,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 2.60 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 2.60 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 72万円×在職月数×0.47 1,624万円 任期毎 55.5万円×在職月数×0.28 746万円 任期毎	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

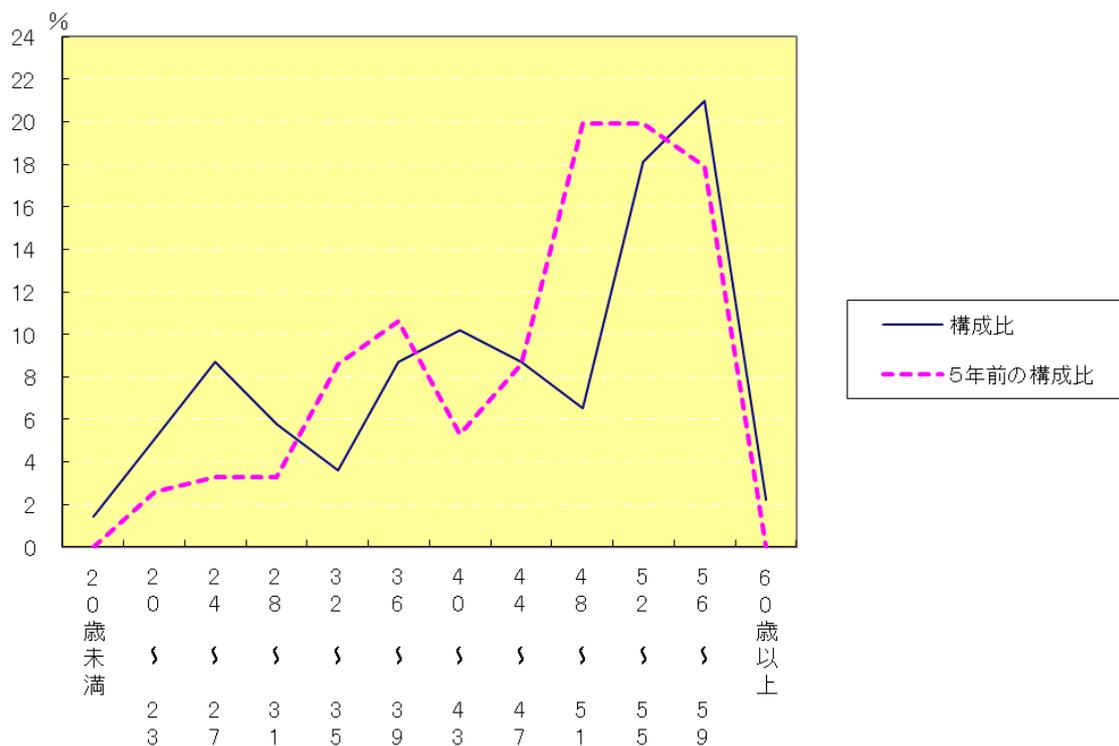
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成28年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1		議会一般事務の見直しによる 職員の派遣による（秋田県へ） △1 税務一般事務の見直しによる △1 衛生一般事務の見直しによる △1 土木一般事務の見直しによる
		総務企画	33	32	1	
		税 務	7	8	△1	
		民 生	6	6		
		衛 生	7	8	△1	
		農 林	11	11		
		商 工	7	7		
		土 木	6	7	△1	
	計	78	80	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.12 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 80.51 人)	
		教育部門	15	15		
	消防部門	29	29			
	小 計	122	124	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 122.20 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 103.49 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	3	3		介護事業（地域包括支援センター）を増員	
	下水道	2	2			
	その他	11	10	1		
	小 計	16	15	1		
合 計		138	139	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 138.22 人	
		[192]	[192]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	7人	12人	8人	5人	12人	14人	12人	9人	25人	29人	3人	138人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	89	87	84	84	80	78	-11(-12.4%)
教育	20	21	22	16	15	15	-5(-25.0%)
消防	26	26	26	29	29	29	3(11.5%)
普通会計計	135	134	132	129	124	122	-13(-9.6%)
公営企業等会計計	17	17	16	16	15	16	-1(-5.8%)
総合計	152	151	148	145	139	138	-14(-9.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 210,002	千円 2,864	千円 12,561	% 6.0	% 5.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 2	千円 8,243	千円 974	千円 3,344	千円 12,561	千円 6,281	千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
五城目町	50.5 歳	364,708 円	523,375円
団体平均	48.0 歳	349,891 円	476,981円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

五 城 目 町	五城目町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（27年度） 1,672 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,419 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.70) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（28年4月1日現在）

五 城 目 町			五城目町（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2～20%加算			定年前早期退職特別措置 2～20%加算		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額 実績なし			1人当たり平均支給額20,489千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）	支給なし
--------------	------

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）	該当なし
--------------	------

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	217 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	109 千円
支給実績（26年度決算）	92 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	46 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶養手当	一般行政職と同じ	同		510 千円	255,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同		0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同		74 千円	37,000 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同		0 千円	0 円